

回 覧

令和 6 年 5 月 吉 日

原町会 各位

町会長 古川 満夫
衛生部長 原 賢次

「女鳥羽川周辺域一斉清掃」ご協力のお願い

日頃は町内の環境美化活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて 例年実施しております女鳥羽川周辺域一斉清掃を下記の通り実施しますのでご多忙とは存じますが、何卒ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

尚、今回より「草刈り機」「手作業」を時間帯をずらし一日で行うように変更しています。

記

1. 実施日 (草刈機) : 6月16日 (日) 6時~6時45分 予備日 : 6月23日 (日)
(手作業) : ハ 7時15分~8時 予備日 : ハ

<いずれも小雨の時は決行、風雨・土砂降りの時は中止>
2. 集合場所 (草刈機) : 旧バス停付近及びゲートボール場跡地にご集合ください。
(手作業) : 担当エリアへ直行し常会毎に作業を始めてください。
3. 清掃内容 (草刈機) : 植樹帯及び歩道・県道周辺域の草刈り
&範囲 → 安全面を考慮し二人一組で作業。安全笛で危険を知らせる。
(手作業) : 刈り草などの収集、袋詰め。常会毎の清掃範囲は別紙参照。
→ 常会長はヘルメット、腕章着用。安全笛で危険を知らせる。
4. 用具等 : 草刈り鎌、手袋、草刈り機 (用意出来る方のみ)
草刈り機燃料 (混合油) を用意します。適時補給下さい。
5. 収集物 : 燃ごみ、びん、缶、埋立てごみ、破碎ごみ等に分類して松本市の清掃用の袋に入れ、収集しやすい場所にまとめて下さい。
6. 不参加者の取扱い : 不参加の場合、出不足金として 1,000 円を町会に収めていただきます。(町会細則及び別段の定め第 35 条) 隣組長が集金し常会長へお渡しください。常会長は 1 週間以内に町会会計飯沼光永さん (東第二) あてお届けください。
7. お願い : ①今後の清掃活動改善の為、出欠状況の掌握にご協力をお願いします。
②作業案内看板とカラーコーンを設置します。安全な作業にご協力をお願いします。

尚、「女鳥羽川周辺域一斉清掃」終了後、北常会の皆様方は観音堂 (第 2 公民館)、中常会、女鳥羽常会、南常会の皆様方はお近くの公園の清掃を其々お願い致します。